

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 推進体制の整備	① 連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の充実。 ・安全で安心して暮らせるまちづくりに関する関係部局が連携して、各施策等を円滑に推進、処理できるよう連絡体制の整備を図る。(安全で安心なまちづくり連絡協議会)
		② 連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実。 ・安全対策情報ネットワークの活用・充実を図り、不審者の情報等を迅速、的確に提供する。
		③ 関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。 ・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部局、関係機関等との連携強化を図る。
		④ 交番の適正な配置 (生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。 ・交番の適正な配置について、関係機関と引き続き協議して行く。(今後は移動交番での対応を検討)
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。 ・特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行く。
		② 連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。 ・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図って行く。
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	① 保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。 ・安全対策課や青少年センターから発信される不審者情報等を保育所・幼稚園・こども園並びに私立の保育園と幼稚園にも提供し、保護者の注意を喚起する。 ・青少年センターから発信される不審者情報等を保、幼、小、中及び放課後児童会に伝え、保護者に注意を促す。 ・安全に関する情報は、警察、県教育庁、近隣市教委、本市青少年センター等と連携を図り、各学校(園)にリアルタイムで情報を伝える。また、全学校で安全マップを作成し、通学路の安全確保を図ると共に PTA 等と連携して見回りや見守る体制を作る。
		② 通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的な安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り改善に努める。 ・施設職員による施設内及び施設周辺の安全点検を実施するとともに、こども部職員が業務で外出した時、なるべく保育所・幼稚園周辺のパトロールを実施する。 ・放課後児童会においては、避難訓練時に緊急用の赤色灯・サイレンの動作確認を実施する。

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業		事業概要	事業内容
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・ケータイ緊急情報サービス「ならしの」及びホームページの更なる充実。 ・「習志野市防災・防犯マップ」(市内を東部・中部・西部の3つに区分)を作成し、全戸配布を行う。
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。 ・「ならしの犯罪マップ」を年2回地域へ発行：8月、2月
		③地域防犯活動物品の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。 ・貸与物品の充実を図って行く。 団体数：平成18年度3月末84団体 平成19年度3月末98団体 平成20年度3月末101団体 平成21年度3月末107団体 平成22年度11月末現在 111団体 平成22年度自主防犯団体新規15団体の設立を目指す。 基本計画最終年度目標 173団体
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。 ・防犯知識の向上を図るため、充実した啓発キャンペーン等を実施する。 市民まつり、市内7駅(10月の月間中)、消費生活展、駐輪場での防犯診断等で啓発チラシの配布
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。 ・地域で行われる防犯パトロールに防犯パトロールカーでの参加支援の充実を図る。 平成18年度：46団体 平成22年10月末現在：24団体 平成19年度：56団体 平成20年度：12団体 平成21年度：14団体
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。 防犯協会と習志野警察署の連名にて、特に活動が盛んな団体を防犯功労団体として表彰する。
(2)高齢者等を対象とした施策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。 ヘルスステーションや包括支援センターが開催するネットワーク会議等で、実際おこった被害事例を紹介するなど、具体的に活動の中で実践できるよう学習する。 高齢者相談員地区会議1地区年4回(5地区)を開催する中で随時情報提供や事例研修を取り入れる。	
	②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・地域包括支援センターの総合相談機能として、高齢者の消費生活や暮らしに関することも含め、相談の充実を図る。 包括センター職員の全体会議や職種別の打ち合わせ等の機会に、実際にあった対応に困った相談等について、情報の共有や、対応方法の検討を行う。 消費生活センターより「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」の提供を受け学習機会を持った。各ヘルス包括の窓口において、市民への啓発に努めている。	
	③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)	・認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気付き対処できる地域づくりを推進する。 事務局である津田沼鷺沼ヘルスがバックアップし、サポーター養成の講師である「キャラバンメイト」の研修や情報交換の機会を設け、認知症の人を地域で見守るサポーター養成のネットワークをさらに広げる。 12/9 現在 講座 22 回、サポーター数 655 人、メイト 42 人	
(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。 ・平成22年度4月現在1,180軒の協力を得ていたが、高齢化や仕事の都合、転居等による理由で退会件数が増え、12月現在で、1,155軒となっている。今後も新規加入を呼びかけていく。学校では、児童生徒に緊急避難場所として周知の徹底を図っている。また、犯罪発生時の抑止力となっている。 1,200軒の加入を最終目標としている。	

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚: 市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	事業内容							
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発キャンペーンの実施: 市民まつり、月間事業等 ・まちづくり出前講座の充実 ・ホームページの充実 等を図り、防犯意識の高揚を図る ・自主防犯団体による地域パトロールへの同行 						
		②「安全で安心なまちづくり月間」 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各駅での啓発キャンペーンの実施 ・防犯研修会の実施: 7月10日、2月19日 ・防犯講演会の開催: 10月16日 ・合同パトロールの強化: 毎週1回実施 ・特別防犯パトロールの強化: 駅周辺の徒歩によるパトロール ・防犯診断の実施: 市管理の駐輪場 						
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用し、推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページ・テレビ広報・携帯メール・報道機関等を通じて、安全で安心なまちづくりへの取り組みや青少年防犯ボランティアの活動、犯罪情報、防犯にかかる行事等の情報を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努めた。 ・平成22年10月、携帯緊急メール事業者を変更。登録カテゴリーを増やす等、市民の利便性の向上を図った。 基本計画最終年度登録者数目標: 6,000件 平成22年度登録者数目標: 5,000件 <p>≪携帯緊急情報サービス普及状況≫</p> <table border="0"> <tr> <td>緊急メール登録者数</td> <td>5,281件(平成22年9月末現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,456件(平成22年11月末現在)</td> </tr> <tr> <td>情報発信件数</td> <td>133件(平成22年11月末現在)</td> </tr> </table>	緊急メール登録者数	5,281件(平成22年9月末現在)		3,456件(平成22年11月末現在)	情報発信件数	133件(平成22年11月末現在)
		緊急メール登録者数	5,281件(平成22年9月末現在)							
			3,456件(平成22年11月末現在)							
情報発信件数	133件(平成22年11月末現在)									
④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月18日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)の実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへ参加 								
⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所における所用車での防犯パトロールについて継続して協力依頼を行う。 ・企業団体等を通じ、防犯対策に対する啓発並びにパトロールの協力依頼を行う。 ・本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及を図る。 								
(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯研修会: 7月10日(土)、2月19日(土) 防犯講演会: 10月16日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図っていく。 地域ボランティアトップリーダー養成講座: 11月13日(土)に自主防犯団体の代表者を対象に、県と共催。 							
	②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実し、活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会等を開催し、育成を図る。 防犯研修会: 7月10日(土)、2月19日(土) 							
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施している避難訓練の中で、習志野警察署の協力を仰ぎ、不審者対策訓練を実施する。 ・放課後児童会の避難訓練は、警察や相談員の指導のもと安全対策マニュアルに基づき概ね年2回程度実施する。 							
	②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生して6年目を迎える「キラット・ジュニア防犯隊」の更なる拡充を図る。 平成18年度: 119名 平成22年度: 135名 平成19年度: 167名 平成20年度: 195名 平成21年度: 144名 							

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、生活安全室)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の整備を図る。 ・町会・自治会等からの要望に基づき防犯灯の新設・付替を実施。また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の設置に向けた取扱基準等の整備・検討を行う。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。 ・市役所来庁者の車両や公用車の盗難、車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び防犯灯等の施設整備を行い管理強化を図っていく。
		③地下式や階層式の立体自転車等駐車場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。 ・平成22年12月1日より、京成津田沼駅南口自転車等駐車場において、機械式駐輪機の導入及び防犯カメラの設置を行っている。 今後は、導入結果をふまえて、他の自転車等駐車場への導入を検討する。
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的実施する。 剪定については、継続的に実施していく。
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。 既存照明灯に関して、適切に管理している。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。 遊具の修理等の実施。 ゴミの散乱防止等適切な維持管理を実施。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。 現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールの強化を行う。
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。 ・平成22年度については、公共施設等の計画・設計はない。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。 ・市有地(普通財産)にあつては、年2回除草する。 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置を行う。 ・開発行為等により帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により借受人である地元町会で維持管理を行う。 ・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木剪定を行う。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。 ・日々の道路パトロールに併せ、道路照明灯、安全施設などの巡回点検を行っている。
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。 ・道路照明灯や安全施設などの修繕。 ・通学路・通園路要望及びまちづくり要望等に基づく安全施設整備。
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。 ・各施設ごと、安全対策マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施する。 ・放課後児童会の安全対策マニュアルに基づき、各児童会ごとに訓練を実施する。	
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。 ・「緊急通報システム」を利用した、防犯訓練を年間1回以上実施する。 ・全放課後児童会においては、緊急用の赤色灯・サイレンを設置しており、避難訓練実施の際に動作確認を行う。	
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。 ・各保育所・幼稚園・こども園では可能な限り出入口を1箇所限定する。外部訪問者に対しては、訪問記録簿の記入を義務づける。 ・放課後児童会の出入口は限定されており、常時施錠を原則としている。	